

【MRI 検査同意書】 該当するものにチェックを入れて下さい。【身長 cm 体重 kg】

取り外しのできない金属類



- 心臓ペースメーカー及びリード
- 各種ステント
- 除細動器
- 刺激電極
- シャント



- 人工内耳
- 補聴器
- 脳動脈瘤手術用クリップ



- 刺青
- タトゥー



- 美容整形術で植え込まれた金糸等
- 永久アイライン



- 磁力装着義眼
- 金属加工等の仕事に勤務した経験や事故などで体内(特に眼)に金属片/粉が入っている人



- 義肢
- 骨折治療用金属ボルト
- プレートロッド
- チタン以外の人工骨・関節
- ハローベスト



- インプラント
- 差し歯
- 本格矯正装置(マルチブラケットシステム)
- 歯科用磁性インプラント

体内に植込み又は留置する医療機器等について

金属を含む医療機器等が植込み又は留置された患者には、原則MR検査を実施しないこと。【植込み又は留置された医療機器等の体内での移動、故障、破損、動作不良、火傷等が起こるおそれがある。】ただし、条件付きでMR装置に対する適合性が認められた医療機器の場合を除く。検査に際しては、患者に植込み又は留置されている医療機器の添付文書等を参照のうえ、撮像条件等を必ず確認すること。

厚生労働省医薬食品局：「磁気共鳴画像診断装置に係る使用上の注意の改訂について」
薬食安発0520第2号/薬食機発0520第5号(2013)

取り外しのできる金属類・化粧品等 (不明な場合はそれぞれの商品の製造元にお問い合わせください。)



- カラーコンタクトレンズ
- アイシャドー



- つけまつげ
- マスカラ



- めがね



- かつら
- ウィッグ
- ヘアエクステンション
- 増毛スプレー



- UVケア用品(クリーム・スプレー・パウダーを含む)
- 金属イオン類を含んだ化粧品
- ファンデーション(下地・保湿クリーム・パウダーを含む)
- 温熱・温感クリーム



- ヘアピン
- パレット(髪止め)



- アクセサリ
- 指輪・ピアス(ボディピアス)



- ネイルアート
- ジェルネイル
- アクリルネイル
- つけ爪
- マニキュア



- ホック・ファスナー等金属の付いた衣類や下着



- 金属糸の入った衣類
- 下着(インナー・保温用下着・矯正下着等)



- ブラジャー



- エレキバン
- カイロ各種
- 各種貼付剤
- ニトロダーム
- テーピング



- 松葉杖(全木製以外)
- 杖



- 筋力トレーニング等のウェイト(砂のう)



- 携帯電話
- スマートフォン
- タブレット



- マスク(金属の入っているもの)



- 磁気カード(IDカード・銀行カード・クレジットカード等)



- ポケットナイフ



- 時計
- 金属小物
- ライター



- 財布・紙幣クリップ
- 小銭・コイン・メダル



- 安全ピン
- ゼムクリップ



- ペン
- 鉛筆



- かぎ



- その他素材のわからないもの

上記のチェック年月日 年 月 日

※伝導体である人体は熱が発生します。診療用MRIの規制内において、人体の放熱機能により体温上昇はほとんどみられませんが、熱く感じたり、汗が出ることがあります。

※上記の注意事項を確認しました。この検査を受けることに同意します。

本人氏名 _____

代筆者氏名 _____ (ご関係)